

別添

令和6年度

空き家対策モデル事業
募集要領

令和6年4月

目 次

1. 事業の趣旨・目的	2
2. 募集内容	3
(1) 概要	3
(2) 提案部門の詳細	4
(3) 提案・採択及び補助実施年度の考え方について	7
(4) その他	8
別紙1 募集テーマの詳細	9
別紙2 補助金の額及び対象経費等	13
3. 事業実施の流れ	15
(1) 応募手続	16
(2) 評価及び採択について	18
(3) 補助金の交付手続等	21
(4) 成果物の帰属・活用等	23
(5) その他補助の条件	25

1. 事業の趣旨・目的

空き家の総数はこれまで増加の一途をたどっており、今後も、人口・世帯数の減少や高齢化に伴う相続の増加等により、さらなる空き家の増加が見込まれております。

空き家対策を巡っては、平成 27 年に空家等対策の推進に関する特別措置法が施行され、いわゆる特定空家等の除却等の取組を進展してきたところですが、さらなる空き家対策の充実・強化を図るため、特定空家等の状態となる前の段階から有効活用や適切な管理を促進し、地域経済やコミュニティの活性化に繋げる取組を推進する観点から同法を改正し、令和 5 年 12 月 13 日より施行されました。

これらの空き家対策の実効性を確保するためには、空き家に関する相談体制の充実や空き家の発生抑制に資する官民連携体制の構築、空き家の活用に資する新たなビジネスモデルの構築、新型コロナへの対応を契機に顕在化したニーズへの空き家の活用等を積極的に進めていく必要があります。

本事業は、このような観点から、NPO や民間事業者、地方公共団体等の創意工夫による空き家対策に関する先進的な取組の提案を広く公募し、モデル性の高いものとして採択された取組に対して支援を行うことにより、空き家対策の推進に寄与する先行・優良事例の蓄積と全国への横展開を図ることを目的とします。

本事業の事務局について

本事業では、手続を円滑に執行するため、本事業への提案の審査等に係る評価事業を行う者（以下「評価事業者」という。）及び「本事業の補助金交付に係る事務事業を行う者（以下「事務事業者」という。）を指定する予定です。

応募書類の作成・提出・受付・審査等に関する問い合わせ窓口は国土交通省及び今後指定予定の評価事業者となる旨、ご承知おきください。

2. 募集内容

(1) 概要

- 地方公共団体、NPO、民間事業者、地方住宅供給公社等の創意工夫による空き家対策に関する取組を対象とします。
- 提案部門は、以下の2部門で構成され、それぞれの部門ごとにモデル性の高い空き家対策の取組を募集します。

① ソフト提案部門

- ・ 本部門では、後掲する3つのテーマに該当する取組を募集します。
- ・ 調査検討、普及啓発、体制整備、事業スキーム構築など空き家対策に関するソフト的な取組を評価します。
- ・ モデル性があると評価されたソフト的な取組のほか、当該取組に基づくハード整備（改修、除却等）が支援対象となります（ハード整備に関してはモデル性の評価を行いません）。

② ハード提案部門

- ・ 空き家の改修工事や除却工事などに関する技術や工法、施工プロセス等を評価します。
- ・ モデル性があると評価されたハード整備（改修、除却等）が支援対象となります。

- 提案部門の構成は以下の通りです。

【提案部門の構成】

提案部門等	評価の対象となる取組	対象事業者	補助対象費用	補助率
①ソフト提案部門 ・ソフト型 ・ソフト・ハード 一体型	調査検討、普及啓発、体制整備、事業スキーム構築など空き家対策に関するソフト的な取組 (ソフト・ハード一体型におけるハード整備に関してはモデル性の評価を行いません)	市区町村、NPO、民間事業者、地方住宅供給公社等	[ソフト] 調査検討、計画策定、普及・広報等に要する費用 [ハード] 改修工事、除却工事費、除却後の土地整備費 (設計費等含む)	定額 改修:1/3 除却:2/5 土地整備:1/3
②ハード提案部門	空き家の改修工事や除却工事等のハード整備に関する技術や工法、施工プロセス等	市区町村、NPO、民間事業者、地方住宅供給公社等	改修工事・除却工事費、除却後の土地整備費 (設計費等含む)	改修:1/3 除却:2/5 土地整備:1/3

(2) 提案部門の詳細

① ソフト提案部門

ア) 事業主体

- 本部門の事業主体は、地方公共団体、NPO、民間事業者、地方住宅供給公社等です。

※ 提案の区分(型)については募集要領 2.(2)①エ)、テーマについては募集要領 2.(2)①ウ)をご参照ください。

イ) 対象となる取組

- 本部門の対象となる取組は、募集要領 2.(2)①ウ) (本頁下部参照)に該当する調査検討、普及啓発、体制整備、事業スキーム構築など空き家対策に関するソフト的な取組です。
- ソフト的な取組は、内容のモデル性を評価します(ハード整備に関してはモデル性の評価を行いません)。
- 将来的に空き家の改修工事、除却工事等につながる取組である必要があります。
- ソフト的な取組と併せて行う空き家の改修工事、除却工事等のハード整備を提案に含めることも可能です。ハード整備のみの提案は当該部門の対象となりません(募集要領 2.(2)①エ)を参照)。

ウ) 募集テーマ

- 次に掲げる 3つのテーマのいずれかに該当する取組が支援の対象となります。

【募集テーマ】

テーマ1	空き家に関する相談対応の充実や空き家の発生抑制に資する官民連携体制の構築等
テーマ2	空き家等に関連するスタートアップなど新たなビジネスモデルの構築等
テーマ3	新たなライフスタイルや居住ニーズに対応した空き家の活用等

- 各テーマの詳細は別紙 1 をご参照ください。

エ) 提案の区分

- 本部門については、取組の内容に応じて以下の2つの区分のいずれかで提案していただきます。

【提案区分】

区分	提案内容	補助対象経費	
		[ソフト] 調査検討、 普及啓発等費用	[ハード] 改修費、 除却費等
ソフト型	○ソフトの取組のみを実施する。 ＜取組例＞ ・ 空き家の活用・除却等に係る調査検討(現地調査、ワークショップ、事業企画等) ・ 官民連携による相談体制の整備や普及啓発活動 ・ 空き家対策に関連するビジネスモデルの構築 等	○	×
ソフト・ハード一体型	○ソフトの取組とハード整備を一体的に実施する。 ＜取組例＞ ・ ビジネスモデル、事業スキームやシステムの構築と併せて実施する空き家の改修・除却等を実施 ・ 空き家の活用(改修、除却、除却後の跡地整備)実践型のワークショップ ・ 官民連携による協議体(検討体制に市区町村が含まれていることが必要)において、地域の課題となっている空き家の活用方法(改修、除却、除却後の跡地活用)の検討及び検討結果に基づく改修等の実施 等	○	○

オ) 補助対象・補助率等

- 以下の取組に要する費用が補助対象となります。
- ・ [ソフト] 調査検討、計画策定、普及・広報等に要する費用：定額
 - ・ [ハード] 空き家の改修工事に要する費用（設計費等含む）：1 / 3^{※1}
 - ・ [ハード] 空き家の除却工事に要する費用（設計費等含む）：2 / 5^{※2}
 - ・ [ハード] 除却後の土地整備に要する費用：1 / 3

※1 木造の場合 204,000 円/㎡、非木造建築物の場合 293,000 円/㎡を限度とします。

※2 「令和6年度における住宅局所管事業に係る標準建設費等について(令和6年3月29日付国住備第459号、国住整第123号、国住市第87号国土交通事務次官通知)」第9(2)に定める除却工事費(木造建築物の場合 32,000 円/㎡、非木造建築物の場合 46,000 円/㎡)を限度とします。なお、通常想定される除却費と比較して高額となる以下に該当する場合については、かかりまし費用を補助対象に追加できます。

- ・ 崖地や狭小敷地、無接道敷地等に立地し、通常と異なる工法により除却する場合
- ・ 離島等に立地し、廃材等の処分場が近くにない場合
- ・ 1㎡あたりの除却単価の算出が困難な空き家に附属する煙突や門塀等の除却、吹き付けアスベスト等を除却する場合
- ・ その他国土交通大臣がやむを得ないと認める場合

- 補助対象となる経費の詳細は別紙2をご参照ください。

② ハード提案部門

ア) 事業主体

- 本部門の事業主体は、NPO、民間事業者、地方住宅供給公社等です。

イ) 対象となる取組

- 本部門の対象となる取組は、空き家の改修工事や除却工事等のハード整備です。
- ハード整備に関する技術や工法、施工プロセス等において、先進性や創意工夫などのモデル性を評価します。

(取組例)

- ・ 耐震性能及び省エネ向上と意匠性を両立する改修工事
- ・ 建物や敷地条件等に応じて騒音、振動の抑制、工期の短縮、コストの抑制に大きく寄与する技術や工法、施工プロセスによる改修・除却工事
- ・ デジタル技術を活用した効率的な改修・除却工事
- ・ 廃材の再利用等、廃棄物の再資源化向上に寄与する改修・除却工事
- ・ 建物や敷地条件等に応じた効率的なアスベスト対策を施した除却工事 等

ウ) 補助対象・補助率等

- 以下の取組に要する費用が補助対象となります。
 - ・ [ハード] 空き家の改修工事に要する費用（設計費等含む）：1 / 3^{※3}
 - ・ [ハード] 空き家の除却工事に要する費用（設計費等含む）：2 / 5^{※4}
 - ・ [ハード] 除却後の土地整備に要する費用：1 / 3

※3 木造の場合 176,000 円/㎡、非木造建築物の場合 254,000 円/㎡を限度とします。

※4 「令和6年度における住宅局所管事業に係る標準建設費等について（令和6年3月29日付国住備第459号、国住整第123号、国住市第87号国土交通事務次官通知）」第9（2）に定める除却工事費（木造建築物の場合 32,000 円/㎡、非木造建築物の場合 46,000 円/㎡）を限度とします。なお、通常想定される除却費と比較して高額となる以下に該当する場合については、かかりまし費用を補助対象に追加できます。

- ・ 崖地や狭小敷地、無接道敷地等に立地し、通常と異なる工法により除却する場合
- ・ 離島等に立地し、廃材等の処分場が近くにない場合
- ・ 1㎡あたりの除却単価の算出が困難な空き家に附属する煙突や門扉等の除却、吹き付けアスベスト等を除却する場合
- ・ その他国土交通大臣がやむを得ないと認める場合

- 補助対象となる経費の詳細は別紙2をご参照ください。

(3) 提案・採択及び補助実施年度の考え方について

- 提案は、単年度単位で採択します。したがって、提案する取組が翌年度にまたがる場合については、毎年度応募し、採択される必要があります。
- ただし、改修費、除却費、除却後の土地整備費に対する補助（以下「改修費等補助」という。）については、以下の①から③までに定める取り扱いによります。

① ソフト提案部門のソフト・ハード一体型の改修費等補助

- ・ 応募にあたり、ソフト・ハードを含めた取組の全体像を示していただきます。
- ・ 全体像の提示にあたり、原則として、ハード整備については空き家の活用方法（改修、除却、除却後の土地整備）まで提案していただきます。
- ・ 取組の期間が翌年度にまたがる場合は、応募年度だけでなく翌年度の取組を含めた全体像（提案できる事業期間は2年間まで）を示していただき、全体の取組みを評価の上、複数年度の取組として採択します。この場合、改修等費補助は提案の採択年度及び翌年度までを対象とします。
- ・ なお、「個別の空き家の活用方法等について、まちづくりの観点から地域で検討しなければならないと認められる場合（検討体制に市区町村が含まれていることが必要）」に限り、提案時点でハードの整備方針が決まっていない状態でも提案が可能です（地域課題解決特例）。
- ・ 採択された提案について、採択年度に実施したソフト的な取組の成果に基づき、翌年度にソフト的取組若しくは空き家の改修、除却又は除却後の土地整備（以下「改修等」という。）を実施する場合には、取組の提案・採択の手続きを不要とします。この場合、翌年度の補助金交付手続きに従い、補助金交付に関する手続きを行います。
- ・ ソフトの取組に基づき、改修等を実施する棟数を複数とすることも可能です。

② 改修工事、除却工事等が複数年にわたる場合の補助

- ・ 一棟の空き家に関する改修等の期間が複数年度にまたがり、改修費等補助が複数年必要な場合の手続きについては、募集要領3.(3)⑤をご参照ください。

③ その他

- ・ 上記①～②に該当する場合で、実績報告等を確認した上で、本年度の事業の進捗・成果等が提案や採択の条件に沿っていないと認められる場合には、翌年度の改修費等補助について減額又は不交付とする場合があります。

(4) その他

- 本モデル事業は、相談体制の構築や新たな事業実施等のモデル的な取組等を開始しやすくするために支援を行うものであって、事業活動の継続支援を行うものではありません。このため、本モデル事業による支援によって得た成果を生かして、今後の活動に向けた資金調達や活動の収益化につなげるなど、補助完了後には自立かつ継続して事業を展開していただくことを見据えた取組でない場合、応募の対象とはなりません。
- 空き家対策の推進の観点から公益性のない取組やモデル的とは言えない取組は対象となりません。例えば、補助金を受けることにより、直接事業者の利益とし、損失を補

填すること、単に従来から実施している事業の経費に充てること等を目的とする取組は
本事業の対象となりません。

- 本モデル事業における代表者及び事業実施責任者を明確にし、かつ、経理担当者を設置し、会計帳簿、監査体制を備えるなど、事業実施に係る責任体制を整備してください。
- 事業の実施にあたっては関連法令、関連条例を遵守してください。補助により実施した事業が関連法令等に違反していることが確定した場合には、補助金交付決定の取り消しや補助金返還を求めることがあります。

募集テーマの詳細

テーマ1 空き家に関する相談対応の充実や空き家の発生抑制に資する官民連携体制の構築等

相談窓口等の空き家対策の執行体制の整備が必要な地域において、地方公共団体と、NPO、法務、不動産、建築、金融、福祉等の専門家など空き家対策に係る多様な主体が連携して、空き家に関する相談対応・相談員の派遣や、空き家発生抑制に資する普及啓発、空き家活用の提案・実践を行う体制（プラットフォーム）の構築等に係る取組を対象とします。（地方公共団体と民間事業者が連携して取り組むことが必須）

【提案が期待される取組】

連携及び取組内容について、以下のようなものが期待されます。なお、ここに記述したものに限定するものではありません。

<連携する組織の例>

- ・ 地方公共団体と地域の NPO 等や法務(弁護士、司法書士、行政書士)、不動産(宅地建物取引士、不動産鑑定士、土地家屋調査士)、建築(解体含む)、まちづくり、金融、福祉、衛生、観光、商業、郵便、引越、宅配、防犯、インフラ等の専門家
- ・ 地方公共団体と自治会・町内会
- ・ 地方公共団体と地方住宅供給公社や民間事業者
- ・ 地方公共団体の空き家部局と関連部局(土地政策部局、まちづくり部局、税務部局、法務部局、消防部局、防災・危機管理部局、環境部局、水道部局、福祉部局、土地部局、都市部局、観光部局、農水部局、商工部局、市民部局、財政部局、教育委員会等)
- ・ 都道府県と市区町村、全国の地方公共団体
- ・ 異なる分野の複数の NPO 等や専門家団体

等

<取組内容の例>

- ・ 空き家の管理や活用、対処方針に関する相談業務(オンライン含む)、相談員派遣
- ・ 空き家の管理負担・リスクや高齢者の住まいの終活に関する情報発信、相続人に対する活用促進など空き家の発生抑制に向けた普及啓発活動
- ・ 学校と連携した空き家対策を含めた住教育
- ・ 空き家の所有者と活用希望者とのマッチング
- ・ 空き家の需要の掘り起こしのための普及啓発・協議会等の設置
- ・ 空き家所有者情報等の部局間・主体間での連携・共有を円滑化する ICT ツールの検討
- ・ 空き家の管理・活用等の支援・コーディネートに取り組む人材の育成
- ・ 地方公共団体間の空き家対策のノウハウや事例の共有

等

(参考)具体的に想定される取組例

- 地方公共団体と地域の NPO、法務、不動産、建築、金融、福祉等の専門家団体等が連携して、空き家に関する総合的な相談業務を担う体制の構築や空家等管理活用支援法人の

指定申請を目指した法人化の検討等

- 空き家施策を担当する部署と福祉施策を担う部署及び福祉関係者との連携による、所有者情報の連携や「住まいの終活」など相続に関する意識啓発を通じた空き家発生抑制に資する取組
- 空き家施策を担当する部署と土地政策を担う部署との連携による、土地再編や面的な有効活用等の空き家・空き地の一体的活用に関する普及啓発等の取組
- 官民連携による、「住まいの終活」等の相続対応、空き家利活用方策に関する相談まで、所有者の相談に総合的に対応ができ、専門的な知識・ノウハウを持った人材・連携体制による相談業務(オンライン含む)や専門家派遣、普及啓発・提案等を行う取組
- 空き家所有者と活用希望者とのマッチングを促すための官民連携によるネットワーク構築やweb上でのプラットフォーム構築等の取組
- NPO や専門家との連携による、自治体職員に空き家の管理、活用等の支援・コーディネート等のノウハウを持つ人材を育成するための研修や、専門人材の発掘等の取組
- 空き家所有者や所有者予備軍に対して、所有者の管理責任等に関する住教育を行うことで特定空き家化を防ぐ取組

等

テーマ2 空き家等に関連するスタートアップなど新たなビジネスモデルの構築等

異業種間の連携やデジタル技術の活用による空き家の調査・活用・除却の推進に資する新たなビジネス等のスタートアップに係る民間事業者等による取組を支援の対象とします。

【提案が期待される取組】

取組内容について、以下のようなものが期待されます。なお、ここに記述したものに限定するものではありません。

<取組内容の例>

- ・ 地方公共団体による空き家対策を効率化・合理化するツールやサービスの開発・提供等
- ・ 空き家所有者による活用・除却等の判断を迅速化し行動を促すツールやサービスの開発・提供等
- ・ 空き家の管理や処分、活用に係る所有者の負担(手間、コスト)を軽減・適正化するツールやサービスの開発・提供等
- ・ 空き家活用希望者が、条件にあった空き家を容易に検索できるようにして、活用の判断を迅速化するツールやサービスの開発・提供等
- ・ 空き家や空き家除却後の敷地の活用のための資金調達を円滑化するツールやサービスの開発・提供等
- ・ 遠隔地に居住する所有者が空き家の状況を確認できるようにするなど管理を円滑化するツールやサービスの開発・提供等
- ・ 地域の空き家の除却や活用に関する取組を一貫して行うサービスの開発・提供等

等

(参考)具体的に想定される取組例

- 簡単に空き家調査やデータベース化が可能、かつ、空き家の位置を地図にプロットし様々

な情報を表示できるアプリの開発等を行う取組

- 空き家の売却価格・賃料や改修費に係る費用等の情報提供の充実に資するアプリ等の開発を行う取組
- クラウドファンディング、ふるさと納税や補助金等の既存の資金調達手法を活用して必要な資金を拠出した上で空き家の利活用や除却を行う取組
- 地域特性や立地等に適した空き家の利活用を企画・提案し、事業主の資金調達から事業運営まで一貫したサポートを行うビジネスモデルを構築する取組
- 空き家の残置物や解体時に発生する価値のある古材の売却等により所有者の負担の抑制を図る事業スキームを構築する取組
- ICT 技術を活用して遠隔地や海外に住む空き家所有者がリアルタイムで空き家の状況を確認できるシステムの開発等を行う取組
- 雪下ろしや台風対策など地域特有の課題を解消するサービスも含めた空き家管理サービスの構築
- 上述したような空き家対策を推進する様々なツール・サービスを、地域特性を踏まえて複合的に活用し、自らの地域における空き家対策全体を一気通貫して円滑に進める取組

等

テーマ3 新たなライフスタイルや居住ニーズに対応した空き家の活用等

空き家を活用した子育て世帯への住まいの提供や移住、定住、二地域居住等の新たなライフスタイル・居住ニーズへの対応など、ポストコロナ時代を見据えて顕在化した新たなニーズに対応した空き家の多様な活用や流通を促進する、NPO や民間事業者等による取組を支援の対象とします。

【提案が期待される取組】

取組内容について、以下のようなものが期待されます。なお、ここに記述したものに限定するものではありません。

<取組内容の例>

- ・ 子育て世帯の住まいや子供支援施設等として空き家を活用する取組
- ・ 移住、定住、二地域居住、多地域居住等を実現するために空き家を活用する取組
- ・ 新たなニーズ対応した空き家活用を希望する者をサポートする取組
- ・ 一定のエリアに存在する複数の空き家を連携させて活用する取組
- ・ 過疎地域等、市場性が低いエリアにおいて、特定の空き家を活用して新たな需要を創出することで、他の空き家を面的に活用できるよう促す取組
- ・ 空き家と空き地を一体的・総合的に活用する取組
- ・ オンラインにより空き家の所有者と活用希望者をマッチングする取組
- ・ 空き家の活用ニーズを集約・公開する取組

等

(参考)具体的に想定される取組例

- 空き家を改修・サブリースし、子育て世帯向けの住宅や子育て支援施設等として活用する取組
- 多様な働き方に対応するために、空き家をテレワークスペースやコワーキングスペース、サ

テラトオフィス等にリフォームして活用する取組

- 空き家を移住希望者等に提供するとともに、移住希望者等への生活・起業支援や、移住希望者等と地域住民の交流促進等のコミュニティマネジメントを行う取組
- 自治会等による所有者等への働きかけを通じた空き家の流通促進や空き家を活用して移住を希望する者と地域とのコミュニティ醸成に係る取組
- 一定のエリア(空家等活用促進区域など)に点在する複数の空き家を、地域活性化に資する用途等に活用することで、持続可能なエリアマネジメントに繋げる取組
- 空き家の除却と合わせた敷地整序や、(土地等のコーディネート機能を担う)ランドバンクを通じた空き家・空き地の一体的な活用・売却、空き家の跡地や空き地を雪捨て場や防災空地等として管理する等、空き家と空き地を一体とした総合的な整備につなげる取組
- 空き家・空き地バンクへの物件登録手続きのオンライン化、ICT を活用したサービスの提供・サポート体制の整備等のデジタル技術を活用した効果的な普及啓発等の取組
- 空き家活用希望者による利用ニーズを集約・公開するとともに、空き家所有者との着実なマッチングにつなげる取組

等

※ いずれのテーマにおいても、これまでに国土交通省実施の補助事業の支援を受けて空き家に関する事業を行った実績がある場合は、当該実績からより発展した取組が含まれていること(単に、支援を受け開発した事業・サービスを他地域へ横展開するものは該当しません)が必要です。

補助金の額及び対象経費等

1. 補助金の額

本モデル事業に係る補助金の額は、募集要領 2. (2)①オ) または同②ウ) に掲げるそれぞれの補助率を乗じた額の合計以内の額とします。また、予算枠や応募状況等を踏まえて調整の上、決定させていただくことがあります。

2. 計上できる経費

対象経費として計上できる経費項目は以下のとおりです。

各経費の詳細は、「住宅局所管事業の附帯事務費等の使途基準について」（平成 7 年 11 月 20 日付建設省住総発第 172 号住宅局長通達）の定めによります。

(1) 調査検討、計画作成、普及・広報等

① 給料及び職員手当等*

専ら本事業の執行のために直接必要となる補助事業者の構成員（個人）又は構成員に所属する者（構成企業等に属する個人）の給料（実施担当者・事務局員の人件費）。

※ 地方公共団体の場合は対象外。

② 賃金

専ら本事業の執行に直接必要な補助員等の賃金（アルバイト等の人件費）。ただし、庶務、経理等の一般管理事務に従事する者を除く。

③ 報酬

事業の実施のために直接必要な外部講師等への謝礼金、補助事業者の構成員（個人）又は構成員に所属する者（構成企業等に属する個人）が行う専ら本事業の執行のために直接必要となる活動に対する対価（ただし、委託契約及び雇用契約によらないもの）。

④ 旅費

会議出席等、事業実施のために必要な交通費、宿泊費（補助事業に関わる補助員等に対するものを含む）。対象地域内の空き家等の現地確認や現況調査等に要する交通費等。ただし、対象地域外の空き家等の現況調査等に要する交通費等を除く。

⑤ 需用費

事業の実施のために直接必要な消耗品費（文房具、消耗器材等、図書購入費等）、自動車等の燃料費、印刷製本費（設計書、図書、報告書、帳簿等のコピー代、印刷費等）、事業を実施する目的で使用する事務所等の光熱水費（電気・水道・ガス等の使用料及び同計器使用料等）。

※ 上記のうち、文房具、図書等で事業期間後も残存するものは 2 万円未満のものに限ります。

⑥ 役務費

事業の実施のために直接必要な通信運搬費（郵便、電信電話料及び運搬料等）、広告料（新聞、雑誌その他への広告掲載等）、手数料（物品保管料、登記手数料、物品取扱手数料等）。

⑦ 委託料

事業の実施のために直接必要な調査・計画作成等の委託料（委託契約を締結しない発注書による委託処理の場合も含む）。ただし、補助事業の主たる部分を除く。

⑧ 使用料及び賃借料

事業の実施のために直接必要な自動車借上、会場借上、物品その他の借上等使用料及び賃借料。ただし事務所の敷金・礼金、借り上げた物品等の設置料等、初期費用は除く。

(2) 空き家の改修工事

空き家の改修工事に要する費用及び当該工事に必要となる測量試験・設計に要する費用
※1、2

(3) 空き家の除却工事

空き家の除却工事に要する費用及び当該工事に必要となる測量試験・設計に要する費用
※1

(4) 除却後の土地整備

空き家を除却した土地を公益性の高い用途として整備する際の舗装等や当該土地の活用に附帯する工事に要する費用※1※2

※1 消費税及び地方消費税は、補助対象外です。

※2 事業の目的に鑑みて著しく高価な装飾、材料又は設備等を使用した部分の改修工事費は補助対象外です。

また、事業の完了後に補助金により当該施設に著しく高価な装飾等を設置していることが判明した場合、補助金返還の可能性あります。

(5) 計上できない経費

本モデル事業では、次のような経費は計上することはできませんので、ご注意ください。

① 事業の補助員等に支払う経費のうち、労働時間に応じて支払う経費以外の経費（雇用関係が生じるような月極の給与、退職金、ボーナス等の各種手当）

ただし、労働者派遣事業者との契約により技術者等を受け入れるために必要な経費については計上できます。

② 耐用年数が1年を越えるような備品等の購入費

耐用年数が1年を越えるような備品等についてはリース等により対応してください。

③ 懇親会等の事業の執行上特に必要のない飲料費、食費等

④ 国内外を問わず、シンポジウム、セミナー等応募者の活動によらない単なる会合等への出席のための交通費、宿泊費、参加費

⑤ 事業中に発生した事故・災害の処理のための経費

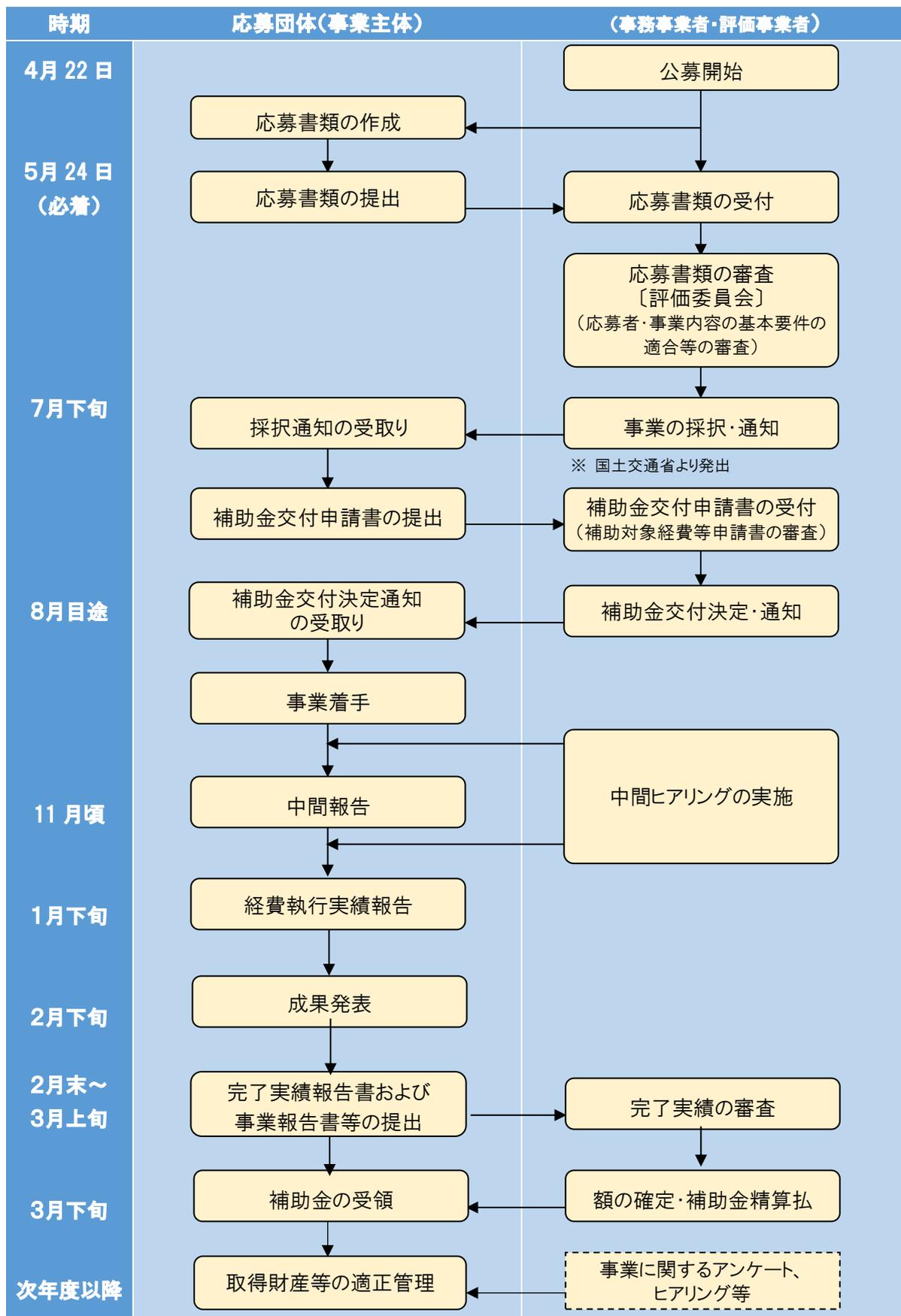
⑥ 土地購入、不動産購入、水道分担金、竣工式等式典の費用

⑦ 空き家の改修工事を行う建築物と一体でない家具、調度品、絨毯、カーテン等の制作・購入又は借用のための費用

⑧ その他、当該事業の実施に関連性のない経費

3. 事業実施の流れ

- 事業実施の流れは、下表をご参照ください（時期については変更の可能性あり）。
- 採択された提案に基づく取組の実施期間は、『補助金交付決定通知の交付日（令和6年8月目途）から令和7年2月28日（金）まで』を予定しています。



(1) 応募手続

① 応募書類

以下に該当するものを全て提出してください。なお、提出の際には提出物一式が揃っていることを確認してください。提出物や内容に漏れがある場合は、審査対象外となります。

また、提出期間終了後に、応募書類に誤りがあったことが判明しても、差し替えは不可となりますので、提出前に誤りが無いかご確認ください。

ア) 応募様式 (様式1～様式7)

応募をしようとする者は、公募期間中に応募様式に従って、作成・提出してください。データ形式をPDF等に変換せず、Excel (様式1～6)、Power point (様式7)のままとしてください。

なお、ひとつの団体がソフト提案部門とハード提案部門の双方に応募することも可能です。その場合、提案部門それぞれについて応募様式を作成し、提出してください。

イ) 団体の定款や規約等、団体の目的、活動・事業の種類、会計に関する事項が記載されているもの^{※1} (様式任意)

ウ) 今年度の事業計画書及び収支予算書、またはそれらの案^{※1} (様式任意)

エ) 会員等名簿など事業に取り組む構成員がわかる書類^{※1} (様式任意)

オ) 建物及び土地の登記簿謄本の写し、対象物件及び改修計画がわかる平面図・立面図・配置図等 (改修工事等を実施する場合。現時点で準備可能なものに限る)

カ) 確認済証、検査済証、建築確認台帳記載事項証明書等の写しのいずれか (改修工事を実施する場合。現時点で準備可能なものに限る)

キ) 工事費内訳書^{※2} (改修工事、除却工事等を行う場合)

ク) 事業を行う市区町村が策定している空家等対策計画の写し^{※3} (策定されている場合、かつ該当部分のみ)

※1 ソフト提案部門のテーマ1に応募する地方公共団体を除く。なお、応募団体が任意団体かつ該当する書類を作成していない場合は、事業実施責任者の所属組織の該当する書類を提出すること。

※2 施工者が作成した明細が記載されている見積書。項目の一式表示は行わず、具体的な工事内容が判別できるように記載すること。

※3 計画が期限切れとなっていないかは十分に確認すること。また、全国的又は相当数の市区町村において活動を実施する場合は、全ての市区町村ではなく、特に主たる実施地域となる市区町村のものについて提出すること。

② 応募書類の提出先及び提出期限

ア) 提出先及び提出方法、問合せ先

・提出先及び提出方法、問合せ先は、現在準備中のため、準備が整い次第、国土交通省ホームページ内の以下のページに掲載いたします。

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr3_000053.html

イ) 提出期限

令和6年5月24日 (金) 正午必着

③ 応募書類作成の留意事項

- ア) 原則1様式1枚以内とすること(ただし、「様式3」を除く)。
- イ) 応募書類はすべてA4版、文字サイズは10ポイント以上とすること。
- ウ) 応募書類に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によること。
- エ) 活字体(手書きは不可)で作成すること。
- オ) 規定の枚数内になるようにしておくこと。また、データの形式は変更しないこと。
- カ) 上記ア～オの事項が守られていない応募書類については、審査対象外となります。
- キ) ソフト提案部門のテーマ1については、地方公共団体や専門家等と連携して実施することを要件としています。連携する地方公共団体、専門家等を応募様式に記載してください。なお、地方公共団体と連携する場合は、応募書類の提出時に、当該地方公共団体の担当者も送付先に加えて(CCに加える等)提出してください。当該担当者には本応募書類の内容を理解し、提出することを承諾しているか、事務局から確認する場合があります。なお、承諾していない事実が発覚した場合、交付決定の取り消しや補助金の返還の可能性があります。

④ その他の留意事項

- ア) 同一の内容で国又は地方公共団体から他の補助金等を受けている事業の応募は認めません。
- イ) 同一の応募者が同一の提案内容を重複して応募することはできません。
- ウ) 暴力団(地方公共団体が定める暴力団排除条例に規定する暴力団)、暴力団員等(同条例に規定する暴力団員及び暴力団関係者)、及び法人その他の団体の代表者又は使用人その他の従業員若しくは構成要員に暴力団員等に該当する者があるものは、補助金の交付対象とはならず、応募することはできません。
- エ) 応募書類の作成及び提出に要する費用は、応募者側の負担とします。
- オ) 応募書類に虚偽の記載をした場合には、提出された応募書類を全て無効とします。
- カ) 応募書類について、この募集要領及び応募様式に示された条件に適合しない場合は無効とすることがあります。
- キ) 提出された応募書類は原則返却しません。
- ク) 採択した応募書類の内容については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年5月14日法律第42号)において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合があります。
- ケ) 応募書類の提出後において、原則として応募書類に記載されたいかなる内容の変更も認めません。
- コ) この募集要領および応募様式に示された事項を遵守しない場合は、採択の取消しや補助金の返還を求めることがあります。
- サ) 手続きの詳細については、今後変更する場合があります。

シ) 個別の取組に対して、補助対象となる取組かどうかといったお問い合わせにはお答えしかねます。

(2) 評価及び採択について

① 評価及び採択の方法

提出された応募書類に対しては、原則として、評価事業者が設けた学識経験者等で構成する評価委員会の評価を踏まえて、本モデル事業に係る令和6年度予算の範囲内で国土交通省が事業の採択を決定します。評価にあたっては、書類審査及び必要に応じてヒアリング審査を行います。

なお、審査の経過や方法等に関する問い合わせには応じませんので、あらかじめご了承ください。

② 評価基準

○ 部門に応じて、以下の視点により総合的に評価します。

ソフト提案部門

ア) モデル事業の趣旨・目的への適合性

「本モデル事業の趣旨・目的を十分に理解しており、個別の事業者の営利に直結するものではなく取組内容に公益性が認められるものか」の観点から評価します。

なお、テーマ1に関する取組を行う場合は、実施地域となる市区町村において、空き家対策を行う体制が現状では構築されていない又は不十分である理由（課題）と、その解決を図る取組であることについて必ず明記してください。

イ) 提案事業の実現可能性

「提案事業に係る事業計画、役割分担、スケジュール、資金計画が具体的かつ現実的なものであるか」の観点から評価します。

ウ) 提案事業の効率性

「提案事業の実施による費用対効果が最大限発揮されるか」の観点から評価します。

エ) 提案事業の持続可能性・発展性

「補助期間終了後に提案事業が自立的に継続・発展するか」の観点から評価します。

オ) 提案事業の波及性

「提案事業のノウハウ・成果を公表・展開することで、他地域における課題の解決につながるか」の観点から評価します。

カ) 提案事業の創意工夫

「提案事業の具体的な取組内容やノウハウ・成果等に空き家対策を行う上で課題を解決する効果が見込まれる創意工夫（全国的に実績は少ないが効果が高いと見込まれるものを含む）があるか」の観点から評価を行います。

なお、テーマ1から3について、その提案事業が募集要領2. の別紙1に掲載した【提案が期待される取組】に該当する場合、評価する上で配慮します。

キ) 国及び市区町村の施策への整合性

以下に示す国の空き家対策に係る考え方や、実施地域の市区町村が定めた空家等対策計画に則した取組と認められる場合について、評価する上で配慮します。

- ・社会資本整備審議会 住宅宅地分科会 空き家対策小委員会とりまとめ
https://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/house02_sg_000208.html
- ・空家等対策の推進に関する法律の一部を改正する法律
https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000138.html
- ・空き家対策と所有者不明土地等対策の一体的・総合的推進（政策パッケージ）
<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/shoyushafumei/dai11/siryou2.pdf>
- ・空き家を活用した子育て世帯の住まいの確保や子育て環境の整備

ハード提案部門

ア) モデル事業の趣旨・目的への適合性

「本モデル事業の趣旨・目的を十分に理解しているか」という観点から評価します。

イ) 提案事業の実現可能性

「提案事業である改修工事や除却工事に係る技術が具体的かつ現実的なものであるか」という観点から評価します。

ウ) 提案事業の効率性

「提案事業である改修工事や除却工事等の実施による費用対効果が最大限発揮されるか」の観点から評価します。

エ) 提案事業の持続可能性・発展性

「提案事業である改修工事や除却工事に係る技術等を今後も自立的に継続・発展させることができるか」という観点から評価します。

オ) 提案事業の波及性

「提案事業に係る改修工事や除却工事に係る技術等を公表・展開することで、他地域における課題の解決につながるか」という観点から評価します。

カ) 提案事業の創意工夫

「提案事業に係る改修工事や除却工事に係る技術等に課題を解決する効果が見込まれる創意工夫（全国的に実績は少ないが効果が高いと見込まれるものを含む）があるか」という観点から評価します。

キ) 国及び市区町村の施策への整合性

以下に示す国の空き家対策に係る考え方や、実施地域の市区町村が定めた空家等対策計画に則した取組と認められる場合について、評価する上で配慮します。

- ・社会資本整備審議会 住宅宅地分科会 空き家対策小委員会とりまとめ
https://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/house02_sg_000208.html
- ・空家等対策の推進に関する特別措置法の関連情報
https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000035.html
- ・空き家対策と所有者不明土地等対策の一体的・総合的推進（政策パッケージ）
<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/shoyushafumei/dai11/siryou2.pdf>
- ・空き家を活用した子育て世帯の住まいの確保や子育て環境の整備

③ その他

- 提案された事業が、令和5年度「空き家対策モデル事業」に採択された事業から継続して行うものである場合、これまでに事業を実施した事業の成果に対する評価結果を踏まえて、評価を行います。
- ただし、以下に該当する応募については、評価の対象外とし、採択しない方針です。
 - ・ 令和3、4年度の「住宅市場を活用した空き家対策モデル事業」、令和5年度「空き家対策モデル事業」に採択された補助事業者による、過年度と取組内容が同一と判断されるもの
 - ・ 事業地域は異なっているものの事業内容は同じである取組や別事業者名で応募（協力会社等で令和3～5年度の補助事業者が名を連ねている等）しているが内容が同じと判断されるもの
- 令和3～5年度に単年度を取組として応募し採択された補助事業者が、今年度も応募される際は、取組内容が過年度よりも発展していることを応募書類の中で明確に記載してください。

④ 採択及び採択の通知

- 評価委員会による評価を踏まえて、令和6年度予算の範囲内で国土交通省において採択又は不採択を決定します。
- 応募団体に対して国土交通省から選定結果として採択通知あるいは不採択通知を发出します。また、採択した事業については団体名及びその事業概要を公表します。
- 採択にあたっては、国土交通省又は事務局から個別に事業内容や補助額等について調整させていただくことがあります。その際、審査結果に基づき、事業内容について一部変更を求めることがあります。また、必要に応じて資金計画や事業内容に関する資料を提出していただくことがあります。
- 採択通知の際に、交付申請の手続き等についてお知らせします。補助金の交付を受けるためには交付申請等の手続きを行う必要があります。

⑤ 事業採択後の手続き等

- 交付申請の審査～補助金支払の手続きについては、原則として事務事業者が行います。
- 採択後、交付申請手続の他、中間報告・完了報告等、種々の書類作成・報告等がございます。この際、事務局から補助金の交付申請手続きに必要な連絡、確認、指示等を行う場合がありますので、速やかな連絡等が可能となるようにしてください。書類の提出が遅れる、書類作成に関する事務局からの指示に従わない、連絡が取れない等、補助事業者の義務を果たすことが困難と判断された場合、補助金を交付しない場合があります。
- 事業期間中、事業の執行状況を確認するための「中間報告」を実施する予定です。補助金の執行状況やその後の実施計画に応じて、補助金の交付決定額を変更する場合があります。
- 原則、補助金の支払は令和7年3月末を予定しておりますが、必要に応じて、事業期間中にそれまでに執行した費用相当分の補助金の中間支払いが可能です。

(3) 補助金の交付手続き等

① 交付申請

交付申請は、国土交通省及び事務事業者が定める期間に行っていただきます。この交付申請がなされない場合、採択事業であっても補助金が交付されませんのでご注意ください。

② 交付決定

補助金交付申請を受けた後、以下の事項等について審査し、事務事業者が交付決定を行います。交付決定の結果については、申請者に通知します。

- ・ 交付申請の内容が採択された内容に適合していること。
- ・ 補助事業の内容が「住宅市街地総合整備事業制度要綱」「住宅市街地総合整備事業補助金交付要綱」及び本募集要領の要件を満たしていること。
- ・ 補助対象費用には、他の補助金（負担金、利子補給金並びに適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。）の対象費用は含まないこと。
- ・ 補助対象経費は、交付決定日以降に発生する経費となりますので、ご注意ください。

③ 計画変更の承認等

- 補助事業者は、やむを得ない事情により、次に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省及び事務事業者・評価事業者の承認を得なければなりません。
 - ・ 補助事業の内容又は補助事業に要する経費の配分の変更をしようとする場合
 - ・ 補助事業を中止又は廃止する場合
- また、事業主体は、やむを得ない事情により、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに国土交通省及び事務事業者・評価事業者に報告し、その指示を受けなければなりません。
- 必要な手続きを行わず、予定していた検証が取り止めになる場合等、計画内容に変更があり交付決定にした内容と異なるものとなった判断されたものについては、補助対象となりません。また、既に補助金が交付されている場合には、当該補助金の返還を求めることがあります。

④ 中間報告・完了実績報告等

ア) 中間報告等

事業の進捗・交付補助金の執行状況を調査・確認するため、国土交通省及び評価事業者が実施する中間報告等に協力していただきます。補助金の執行状況やその後の実施計画に応じて、補助金の交付決定額を変更する場合があります。

中間報告時に事業の進捗が申請内容と比べて著しく遅延している場合や報告の内容が不正確かつ具体性に欠ける場合は、完了時まで成果の達成が困難と判断し、補助金が交付できない場合もあります。

イ) 経費執行実績の報告

交付決定時の内容及びそれに付した条件どおりに経費の執行が行われているかを確認するため、報告時点における経費の執行実績を報告していただきます。

事務事業者が承認していない経費の支払いが行われている場合は、補助金が交付できない場合があります。補助事業者は、事務事業者確認後の経費執行実績に基づき、ウ) 完了実績報告時に改めて最終の経費執行実績報告をしていただきます。

ウ) 完了実績の報告

補助事業者は、補助事業が完了（中止又は廃止を含む。）したときは、補助事業の完了の日から起算して一箇月を経過した日又は令和7年2月28日（金）のいずれか早い日までに、完了実績報告書を事務事業者に提出しなければなりません。補助事業者は、完了実績報告書を事務事業者に提出するにあたっては、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければなりません。

完了実績報告時には、請求書、領収書、契約書等の写しのほか、「送金伝票の写し（支払済みであることを金融機関等の第三者による公的に証明できる書類）」等により支払いを確認します。

エ) 成果発表

補助事業者は、補助事業の実施により得られた成果を広く共有するため、評価事業者が定める様式等により成果発表資料及び動画を作成し、評価事業者に提出していただきます。提出された資料及び動画は、事業周知用のホームページに掲載する等により公開します。

オ) 事業報告

評価事業者が定める様式により事業報告書を作成し、令和7年2月28日（金）までに提出していただきます。事業報告書には、事業の効果及び目的（成果指標を含む）の達成状況に関する事後評価を行い、当該事後評価結果として記載していただきます。また、事業を実施する中で作成した成果物についても提出していただきます。なお、国土交通省及び評価事業者が、提出された事業報告書等を自由に公開することをあらかじめご了承ください。

⑤ 複数年度にまたがる工事の場合（全体設計承認手続き）

- ソフト提案部門のソフト・ハード一体型、ハード提案部門による改修工事や除却工事等が、複数年度にまたがる場合、本年度の交付申請の前に全体設計承認申請書を、事務事業者を通じて国土交通省に提出し、あらかじめ各年度の事業計画の承認を受ける必要があります。
- 各年度の予算の配分の通知は、当該年度の予算成立後に行います。予算の状況等により、要望どおりの配分とならない場合もあります。
- その他、以下の点に留意してください。
 - ・採択後に承認を受けた全体設計及び各年度予算成立後に行われる予算の配分の通知に従い、交付申請を行ってください。
 - ・翌年度の工事については、改めて事業の提案を行う必要はありません。承認を受けた全体設計に沿って、翌年度交付申請を行ってください。
 - ・承認を受けた全体設計を途中で変更しようとする場合には、速やかに事務事業者を通じて国土交通省に協議を行っていただく必要があります。

⑥ 交付決定の取消、補助金の返還及び罰則等

- 万一、関係規程等に反する行為がされた場合には、住宅市街地総合整備事業制度要綱第 22 に基づく交付決定の取り消し、補助金の交付の停止、補助金の返還命令、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 29 条から第 32 条までの規定による罰則措置が講じられることに留意してください。

⑦ 消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還

- 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、消費税仕入控除税額報告書を速やかに国土交通省に提出しなければなりません。
- 国土交通省は、この提出を受けた場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を国に納付させることとします。

⑧ 経理書類の保管

- 補助事業者は、本補助事業に要した費用について他の経理と明確に区分し、その収入又は支出の内容を記載した帳簿を備え、その収入及び支出に関する証拠書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後 5 年間保存しなければなりません。

(4) 成果物の帰属・活用等

① 知的財産権の帰属等

- 補助事業により生じた知的財産権は、補助事業者に帰属します。ただし、作成した成果物についてはホームページ等に公開し、広く一般に無償で提供してください。
- その他、提案内容や補助事業によって得られた成果を国土交通省及び評価事業者が自らの判断により一般に公開することを妨げないこととします。

② 取得財産の管理

- 補助事業者は、本補助事業により取得した財産又は効用の増加した財産については、本補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し（善管注意義務）、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を行ってください。
- 補助事業者は、設計費に係るものを除き、取得価格及び効用の増加した価格が 50 万円以上のものについては、補助事業完了後 10 年（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年 3 月 31 日付大蔵省令第 15 号）において耐用年数が 10 年未満のものにあつてはその耐用年数）以内に大臣の承認なく、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊すことはできません（補助事業者である住宅所有者等が、本事業により工事を行った住宅を住宅として販売、譲渡又は貸し付け等を行うことは、補助金の交付の目的の範囲内であるため、承認は不要です）。なお、大臣の承認を得て当該財産を処分したことにより収入があった場合には、交付した補助金の額を限度として、その収入の全部又は一部を納付させることがあります。

③ 情報の公開・活用

- 作成した成果物についてはホームページ等に公開し、広く一般に無償で提供する必要がある。（個人情報を除く。）
- 本事業の成果は、全国への展開を図ることを目的としているため、公開した成果物は全国の空き家対策に取り組む自治体・民間事業者等にとって、参考となるものに限られます。 空き家相談・調査の実施記録等、公開した際に参考とまらない活動記録のような作成物は成果物とは認められません。
- 成果物としての要件を満たしていない場合、補助金を交付できない場合がありますのでご注意ください。
- 事業完了後に提出いただく事業報告書は、評価事業者が設ける成果報告用のホームページ及び国土交通省ホームページにおいて公開されます。
- 普及促進を目的に広く一般に紹介するため、シンポジウムの開催、パンフレット、ホームページ等に提案内容、報告された内容などに関する情報を使用することがあります。
- この場合、応募書類、事業報告書等に記載された内容等について、提案者等事業者の財産上の利益、競争上の地位等を不当に害するおそれのある部分については、当該事業者が申し出た場合は原則公開いたしません。

④ 事業に関するアンケート・ヒアリングへの協力

- 補助事業者は、事業実施内容の検査や事業の結果、効果等の確認のために事後のアンケートやヒアリング等に協力していただくことがあります。

⑤ 刊行等

- 補助事業者は、補助事業の結果又はその経過の全部若しくは一部を刊行し、又は雑誌等に掲載する場合に、補助金による成果である旨を明記することができます。

(5) その他補助の条件

- この募集要領の定めによるほか、補助金の交付等に関しては、次の各号に定めるところにより行う必要があります。
 - ア) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）
 - イ) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）
 - ウ) 国土交通省所管補助金等交付規則（平成 12 年総理府・建設省令第 9 号）
 - エ) 補助事業等における残存物件の取扱いについて（昭和 34 年 3 月 12 日付建設省会発第 74 号建設事務次官通達）
 - オ) 公営住宅建設事業等における残存物件の取扱いについて（昭和 34 年 4 月 15 日付建設省住発第 120 号住宅局長通達）
 - カ) 住宅局所管事業の附帯事務費等の使途基準について（平成 7 年 11 月 20 日付建設省住総発第 172 号住宅局長通達）
 - キ) 建設省所管補助事業における食料費の支出について（平成 7 年 11 月 20 日付建設省会発第 641 号建設事務次官通達）
 - ク) 住宅局所管補助事業等における消費税相当額の取扱いについて（平成 17 年 9 月 1 日付国住総第 37 号住宅局長通知）
 - ケ) 住宅局所管補助事業等により取得した財産等の取扱いについて（平成 24 年 3 月 15

- 日付国住生第 185 号)
- コ) 住宅市街地総合整備事業制度要綱 (平成 16 年 4 月 1 日付国住市第 350 号国土交通省事務次官通知)
 - サ) 住宅市街地総合整備事業補助金交付要綱 (平成 16 年 4 月 1 日付国住市第 352 号国土交通省住宅局長通知)
 - シ) 空き家対策総合支援事業事務処理要領 (平成 28 年 3 月 31 日付国住整第 43 号国土交通省住宅局長通知)
 - ス) その他関連通知等に定めるもの

空き家対策モデル事業 Q & A

問	答
提案した事業が採択された場合、申請した費用の全てが補助対象となるのでしょうか。	評価委員会等での評価結果を踏まえ、予算の範囲内で、応募書類に記載された金額及び事業計画等を総合的に考慮して決定します。そのため、提案事業が選定された場合であっても補助要望額の全額が補助されるとは限りません。
対象となる空き家が違反建築物の場合、本事業で改修工事又は除却工事を行うことにより、違反が解消されることを前提に、応募することはできますか。	応募は可能ですが、違反がある場合は、事業完了時まで当該箇所の違反を是正の上、報告していただく必要があります。また、この場合、違反部分に係る費用は補助対象外です。
複数の空き家についてまとめて同一年度内に改修工事や除却工事等を行う場合、それぞれの工事について提案は可能でしょうか。	提案は可能です。同一の提案にて、該当する建物及び工事の全てについて記載してください。
ソフト・ハード一体型で、ソフト的な取組を実施する事業者と、改修・除却工事を実施する主体が異なっても、改修・除却工事の補助を受けることは可能ですか。	可能です。ただし、改修・除却工事がソフトの取組成果を活用するものであることを、ソフト的な取組を実施した事業者が確認することが必要です。
単年度内に調査検討等及び改修工事等を予定していますが、同時に申し込むことは可能でしょうか。	一定の要件を満たす場合、ソフト提案部門のソフト・ハード一体型で応募が可能です。詳細については、募集要領2.(2)をご参照ください。
空き家について改修工事を行うか除却工事等かが決まっていない状況で、協議体による検討を行うことを予定していますが、応募はできますか。	一定の要件を満たす場合、ソフト提案部門のソフト・ハード一体型で応募が可能です。詳細については募集要領2.(2)をご参照ください。
事業費やスケジュールは、応募時点の予定を記載すればよいですか。	事業費やスケジュールは、応募時点のものを記載していただいても構いません。
設計と工事をハード提案部門で申請予定ですが、設計が完了しないと工事費・工期は確定しません。その場合、ハード提案部門の補助対象事業費はどのように記載すればよいのでしょうか。	応募の段階では、概算事業費と予定事業実施期間を記載してください。 なお、採択後に計画が変更となる場合は、あらかじめ事務事業者の承認を得る必要があります。また、やむを得ない事情により補助事業が予定の期間内に完了しない場合は速やかに事務事業者へ報告し、その指示に従ってください。
空き家の減築（一部除却）と改修工事を併せて行う場合、それぞれの工事について提案する必要があるのでしょうか。	1棟の空き家に対して減築（一部除却）と改修を行う場合は1つの提案としてください。
空き家の改修工事に合わせて一部増築を行う場合、増築部分は補助対象になりますか。	原則、増築部分に係る工事費及び設計費については補助対象外となります。
応募時は改修工事等を行う予定がなく工事費を計上していませんでしたが、交付申請時に施設整備費を計上することは可能でしょうか。	応募時にソフト事業として提案して採択された場合、その後、ハード事業を伴う事業として交付申請することはできません。したがって、工事費の計上は認められません。
応募時点では空き家ではないものの、いずれ空き家になる物件の改修工事等を行う場合、応募の対象となりますか。	応募の対象とはなりません。本事業における空き家とは、概ね年間を通して使用されていないことが常態であるものが対象とします。

問	答
本事業において対象となる空き家の改修工事等を行う場合、所有者から借り受けた者が事業主体となることは可能でしょうか。	可能です。改修工事の可否、範囲などの所有者との調整は、提案主体が責任をもって行ってください。
物件の取得にかかる費用の内、土地購入にかかる費用は補助対象外で、建物取得費は対象という認識でよいでしょうか。	土地購入費及び建物取得費ともに補助対象外です。詳細は、募集要領 別紙2(5)をご覧ください。
申請時に事前に申し出をすれば交付決定日前に着手した事業に要する費用も補助対象として認められますか。	交付決定日以前に着手された部分の費用は補助対象とはなりません。
賃貸用物件である戸建住宅が空き家の状態になっている場合、補助対象となりますか。	賃貸用物件の戸建住宅であっても、概ね年間を通して使用されていないことが常態であるものについては補助対象となります。
長屋や共同住宅の空き室は応募の対象となりますか。	建物の全室が空き室となっている空き家については応募の対象となります。一部の室のみ空き室である場合は応募の対象なりません。
工事費内訳書は、現時点の改修予定物件全てで必要になるという理解でよろしいでしょうか。	予定物件全てに必要となります。
所有者との調整によっては、予定している工事が中止になるなど予算の執行が一部不能になる可能性があります。その場合、予算の範囲内で他物件への費用調整は可能でしょうか。その場合、通常の予算調整等の相談と同様に、事前に事務局への相談が必要になるという理解でよろしいでしょうか。	<p>採択された提案内容から変更が生じた場合は、事前に事務局に相談してください。ソフト提案部門及びハード提案部門に係る基本的な考え方は以下のとおりです。</p> <p>【ソフト提案部門(ソフト・ハード一体型)で採択】 採択された提案内容に複数の物件がある場合、交付決定額に収まる範囲での調整が認められる場合があります。</p> <p>【ハード提案部門で採択】 [調整が認められないケース] ・複数の物件について工事を行う予定であったものの、その一部が取りやめになったため、残りの工事物件に取りやめになった分の予算を投入する場合 [調整が認められうるケース] ・提案時と工事の内容は同じであるものの、その対象物件をやむを得ず変更する場合 [採択を取り消す可能性があるケース] ・提案時と工事内容が大きく異なる場合</p>
ソフト・ハード一体型の事業において、事業期間中にソフトからハードまたはハードからソフトへの費目の調整は認められないという認識で問題ないでしょうか。	原則、費目の調整は認められません。
ソフト・ハード一体型での提案を予定しているのですが、ソフトの取組主体からハードの整備主体に対して業務発注するなど、応募グループ内で発生する費用は補助金の対象となりますか	応募グループ内においても補助金の対象になり得ます。